認定考査から実務まで 必要不可欠な業務手引書、最新版!

日本司法書士会連合会 特別研修必読図書



司法書士 簡裁訴訟代理 等関係業務の手引

令和 5 年版-

日本司法書士会連合会

2022 年 11 月刊 A5 判 376 頁 定価 4,180 円(本体 3,800 円) 978-4-8178-4836-9 商品番号: 40246 略号: 5 簡代

【6年ぶりの改訂!最新の法改正に対応!】

- √ 司法書士行為規範(令和5年4月施行)に対応、資料としても収録!
- √ 司法書士法改正(令和2年8月1日施行)を反映!
- √ 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和4年法律第48号、未施行) についても区別して加筆!また、平成28年最高裁判決にも言及。

【本書の特徴】

- ●簡裁訴訟代理等関係 業務について、訴額の 算定事例、簡裁代理権 O&Aなど、「確実に押 さえておきたい業務の ポイント」を凝縮。
- ●各種関係書類のひな 形、関係法令、手数料 額早見表 など、役立つ 資料を収録。

17 その他(2) (民事訴訟手続等のIT化に関する民事訴訟法等の一部を改正する法律一令

Q54 民事訴訟法132条の11 (電子情報処理組織による申立) 施行された後に、司法書士が委任による訴訟代理 に対して訴額140万円以下の訴えを提起するとき 織による申立て等の方法 (オンラインによる訴えの ければならないか。

【回答】 民事訴訟法132条の11 (電子情報処理組織による申立 れた後においては、電子情報処理組織による申立て等の る訴えの提起の方法)によらなければならない。(性1)

【解説】 民事訴訟法等の改正 (令和4年法 法132条の10の内容が一部変更されると 改正後の民事訴訟法132条の10及び132

民事訴訟法

(電子情報処理組織による申立て等) 第132条の10 民事訴訟に関する手続い

「申立て等」という。) のうち, 当該申 令の規定により書面等(書面,書類, 本その他文字、図形等人の知覚によっ された紙その他の有体物をいう。

るものとされているものであっ

(4) かつて司法書士法人の社員又は使用人司法書士であった司法書士が裁判 業務を行い得ない事件 (規範58条2項)

行為規範58条2項は次のように定めている。

- 司法書士は、かつて司法書士法人の社員等(社員又は使用人司法 書士をいう。以下同じ。) であった場合は、裁判業務に係る次の事 件(自ら関与したものに限る。) については、裁判業務を行っては ならない。
 (1) 社員等として業務に従事していた期間内に、当該司法書士法人
- が相手方の依頼を受けて行った事件 (2) 社員等として業務に従事していた期間内に、当該司法書士法人
- が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件 (3) 社員等として業務に従事していた期間内に、当該司法書士法人

(注) 令和5年4月1日施行

司法書士行為規範

司法書士の使命は、国民の権利を擁護し、 もって自由かつ公正な社会の形成に寄与す ることにある。

その使命を自覚し、自らの行動を規律す る規範を明らかにするため、 司法書士行為 規範を制定する。 我々は、これを実践し、社会の信頼と期 待に応えることをここに宣言する。

第1章 基本倫理

(使命の自覚)

第1条 司法書士は、使命を自覚し、その 達成に努める。

達成に努める。 (基本姿勢) 第2条 司法書士は、その職責を自覚し、 自由かつ独立の立場を保持して、司法書 士としての良心に従い行動する。 (信義誠実) 第3条 司法書士は、信義に基づき、公正

第8条 司法書士は、注制度が国民に信頼 され、国民が利用しやすいものとなるようにその改善及び発展に落与する。 (公益的活動) 第9条 司法書士は、その使命にふさわし いらにおかる活動に取り組み、実践するように努める。

第2章 一般的な規律

(意思の尊重)

第10条 司法書士は、依頼者の意思を尊重 し、依頼の趣旨に沿って、その業務を行 わなければならない。

2 司法書士は、意思の表明に困難を抱え る依頼者に対して、適切な方法を用いて 意思の表明を支援するように努めなけれ

ばならない。 (秘密保持等の義務) 第1条 司法書士は、業務上知り得た秘格 を保持しなければならず、又は利用して はならない。司法書士でなくなった後も 同様とする。 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる 場合は、その姿の段度において、秘密 を開示することができる。







